

確認書

山梨県県土整備部情報共有システム機能仕様書に対する、information bridge の各項目の適否を下表のとおり確認しました。

山梨県県土整備部情報共有システム機能仕様書		適否状況	
(適用範囲)			
第1 本仕様書は、山梨県県土整備部が発注する建設工事(営繕工事を除く)で利用する情報共有システムに適用する。			
(システム機能要件)			
第2 利用する情報共有システムは、最新の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」(国土交通省)に規定する機能要件のほか、以下の機能要件を満たすものとする。		適合	
1)	工事基本情報管理機能	山梨県県土整備部電子納品要領及び同運用マニュアル(以下「電子納品要領」という。)で指定されている「工事情報(工事件名、契約番号等)」、「場所情報」、「施設情報」、「発注者情報」、「受注者情報」などを登録できること。また、登録した情報の参照、変更、削除ができること。	適合
2)	掲示板機能		適合
3)	スケジュール管理機能		適合
4)	発議書類作成機能	山梨県県土整備部が定める様式と同等の情報が入出力できること。	適合
5)	ワークフロー機能	①書類の起案者および他の決裁者への差し戻し及び起案者による引き戻しができること。	適合
		②書類の回議中に決裁経路を変更できること。	適合
		③回議中および決裁後に、書類の決裁状況が確認できること。	適合
		④利用者が決裁すべき書類が一覧で表示できること。	適合
		⑤決裁時に決裁者がコメントを記入できること。	適合
6)	書類管理機能		適合
7)	工事書類等出力機能	情報共有システムに登録した書類や添付ファイルから、山梨県県土整備部電子納品要領に則った電子納品データがシステム上で作成できること。また、作成された電子納品データを、利用者がダウンロードできること。さらに、山梨県県土整備部建設工事必携で定める提出・提示書類様式集に則した帳票の印刷、pdf形式への変換ができること。	適合
8)	システム管理機能	①該当工事案件について、情報共有システムを使用する利用者数に制限を設けないこと。	適合
		②登録できるデータ総量に制限を設けないこと。	適合
9)	セキュリティ機能	情報共有システムに登録されようとする電子データのウイルスチェックを自動的に実施できること。	適合
10)その他の要件 以下の要件を全て満たしていること。			
①	利用する端末のOSに依存しないこと。		適合
②	Microsoft Edgeで利用できること。		適合
③	情報共有システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。		適合
④	運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。		適合
⑤	情報共有システムに登録された、一般的に利用されている形式で作成されたファイルは、ダウンロードせずにシステム内で閲覧できること。(PDF、WORD、EXCEL、JPEG、TIFF、SXF)		適合
⑥	情報共有システム操作時の反応速度が、適切であること。		適合
⑦	機能を追加することに要する費用はサービス提供者が負担すること。		適合
⑧	情報共有システム(サーバ等含む)の不具合によりデータが消失等した場合は、サービス提供者が補償すること。		適合
⑨	情報共有システムの円滑な運用のため、サービス提供者が教育・訓練等のサポートを無償で実施すること。 また、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を無償で設置すること。		適合
⑩	他の公共団体において1年以上の使用実績を有するものであること。		適合

参考元:山梨県ホームページ 県土整備部 技術管理課 「ICT活用工事等関係情報」ページ

参考文献:「山梨県県土整備部情報共有システム試行要領」(別紙「山梨県県土整備部情報共有システム機能仕様書」含む)

確認日: 令和4年9月8日